

宮城県鉱工業生産指数 令和2年基準改定の概要

1 改定の趣旨

国や都道府県が公表する各種指数の基準時については、「指数の基準時に関する統計基準」(平成22年3月31日総務省告示第112号)において「指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」とされている。

宮城県鉱工業生産指数についても、基準時を現行の平成27年(2015年)から令和2年(2020年)に改定し、採用品目及びウェイトの見直しを行った。

2 改定の主な内容

(1) 基準年及びウェイト算定年の変更

指数の基準年及びウェイト算定年を、平成27年から令和2年に変更した。指数値は、令和2年の平均を100.0とした比率で示される。

(2) 採用品目の見直し(資料1)

新基準時である令和2年の生産金額(生産動態統計調査等)により採用品目の見直しを行った。

「鉱業」については、本県においては生産量が少ないことから、前回(平成27年基準)同様に採用しない。

令和2年基準品目数 172品目 (平成27年基準は171品目)

- ①新規採用 21品目 リチウムイオン蓄電池、スピリッツ・リキュール類など
- ②廃止 ▲16品目 磁気ヘッド、ガラス短繊維製品など
- ③統合 ▲4品目 乗用車(普通自動車を新規採用し小型自動車と統合)など

(3) ウェイトの見直し(資料2)

業種別のウェイトは、令和3年経済センサスー活動調査を基礎データとして、指数の業種分類・概念に適合するよう組み替えを行った上で算定した。また、品目別のウェイトは、上記調査のほか経済産業省生産動態統計調査等により単価・金額等を推計し、業種別のウェイトを採用品目の金額構成比により按分した。

3 新基準の公表及び接続指数

令和2年基準による指数値へは、令和6年5月分から切り替え、過去系列は、平成30年1月まで遡及している。(資料3)

また、平成30年1月から3月までの時点で旧基準(平成27年基準)との接続を行い、平成25年まで遡及した接続指数を整備した。(資料4)